

# 議会運営委員会

日 時 平成29年8月28日(月) 午前10時～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 平成29年9月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 8月28日(月) 告示第 号  
(2) 開 会 9月 4日(月)

## 2 議案の概要説明について

## 3 定例会日程 …【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 9月 4日(月) 正午  
一般質問順序・・・①共産党 ②公明党 ③新清流 ④緑風会  
(2) 請願書提出期限 9月 4日(月) 午後5時  
(3) 質疑通告期限 9月12日(火) 一般質問終了時  
(4) 意見書等提出期限 9月27日(水) 午前10時  
(5) 討論通告期限 9月28日(木) 午後4時  
(6) 市民憲章唱和 9月12日(火) 午前9時50分  
◎唱和代表 平本議員

## 4 開会日(9月4日) 議事日程

諸報告

- 第1 会議録署名議員指名(小川議員、田中議員)  
第2 会期決定(26日間)  
第3 第1号議案から第52号議案(提案理由説明)

◎諸報告

- ・ 予算継続費の精算報告
- ・ 地方自治法第180条関係(2件)
- ・ 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- ・ 監査結果報告(例月)
- ・ 理事者出席要求

【裏面に続く】

## 5 一般質問通告について

- (1) 通告書について
  - 事務局へメール送信
- (2) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (3) 会派内質問順序 9月1日(金)までに事務局へ連絡

## 6 陳情・要望について

- (1) 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
  - …【別紙No.2】
- (2) 地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議を、今、して頂きたい陳情書
  - …【別紙No.3】

## 7 決算審査について

- (1) 事務事業評価対象事業について …【別紙No.4】

## 8 政務活動費について …【別紙No.5】

## 9 その他

- エコオフィス期間(10/31まで)
- 写真撮影許可
- 本日(8/28)の予定
  - 午後 会派会議終了後 ⇒ 広報広聴会議、広報部会  
15:30 産業建設常任委員会
- 議会運営委員会予定
  - 9月11日(月) 14:00 議会運営委員会事前調整(正副委員長のみ)
  - 9月12日(火) 一般質問終了後 議会運営委員会
  - 9月28日(木) 13:00 議会運営委員会事前調整(正副委員長のみ)
  - 9月28日(木) 14:00 幹事会、議会運営委員会
  - 9月29日(金) 午前 議会運営委員会

# 平成29年9月亀岡市議会定例会日程表案〔詳細版〕

Ver. 0828

【会期26日間】

日	曜日	会 議 等	備 考
8/25	金	10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整	議案概要
26	土		
27	日	主要施策の報告書配付	
28	月	【招集告示】 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 午後 会派会議 終了後 広報広聴会議、広報部会 15:30～ 産業建設常任委員会（意見交換会）	議案
29	火		
30	水		
31	木		
9/1	金		
2	土		
3	日		
4	月	10:00～ 【本会議（開会、諸報告、署名議員、会期、提案理由）】 <12:00 一般質問通告期限> <17:00 請願書提出期限>	議事日程、監査報告 出席要求、提案理由
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月	13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整	追加議案概要
12	火	【本会議（一般質問）】 （一般質問終了後）議会運営委員会（市長出席）・幹事会 <一般質問終了時 質疑通告期限>	議事日程 付託表、請願文書表 追加議案
13	水	【本会議（一般質問）】	議事日程
14	木	【本会議（一般質問、提案理由、質疑、付託）】	議事日程、提案理由
15	金	10:00～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会	
16	土		
17	日		
18	月祝	（敬老の日）	
19	火	10:00～ 3常任委員会 午後～ 広聴部会、広報広聴会議	
20	水	10:00～ 決算特別委員会 全体会（市長出席）、各分科会	
21	木	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
22	金	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
23	土祝	（秋分の日）	
24	日		
25	月	10:00～ 決算特別委員会 各分科会	
26	火	10:00～ 決算特別委員会 各分科会、全体会 決算分科会委員長会議	指摘要望一覧、事務事業評価一覧
27	水	委員会（予備日）  <10:00 意見書提出期限 >	
28	木	10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 議会運営委員会・幹事会 会派会議  <16:00 討論通告期限 >	人事議案、意見書案
29	金	10:00～ 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会 各常任委員会、決算分科会委員長会議 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 午後 【本会議（委員長報告～採決、人事議案、閉会）】	意見書案、審査結果 議事日程



別紙 No.2

平成29年8月9日受理(郵送)

平成29年8月7日

京都府亀岡市議会議長 様

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

全国森林環境税創設促進議員連盟

会長 板垣一徳

(新潟県村上市議会議員)

「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について(依頼)

当連盟の活動については、日頃よりご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である「全国森林環境税」を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」と共に平成6年より活動を進めてきたところであります。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度実現のための正念場であると捉え、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めるため、全国の市区町村議会での意見書の採択を求めることとしたところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において「全国森林環境税の創設」に関する意見書をご採択いただき、政府・国会等関係要路にご提出いただきますようご依頼申し上げます。

#### 記

- 1 提出いただきたい意見書(例) 別案のとおり
- 2 担当事務局 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号  
全国森林環境税創設促進議員連盟事務局(新潟県村上市議会事務局内)  
担当:小林、富樫  
TEL/FAX 0254(53)1275(直通)  
e-mail:shinrin@city.murakami.lg.jp

## 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（例）

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

### 記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 月 日

〇〇市・区・町・村議会議長

(提出先)

内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・農林水産大臣・環境大臣・経済産業大臣・  
衆議院議長・参議院議長

# 今こそ

## 「全国森林環境税」の創設を

### 全国森林環境税創設促進連盟・議員連盟の活動

市町村が主体となった森林・林業施策の推進は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながりますが、市町村には、そのための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このため、両連盟は市町村が主体となった森林・林業施策等を推進するための新たな税財源「全国森林環境税」の創設を悲願として、活動を続けています。

### 全国森林環境税のイメージ

#### 全国森林環境税

(都市・地方を通じて国民が等しく負担)

山村地域の市町村に対し、  
補助費・地方単独事業の税財源として配分

#### 山村地域の市町村

木材利用の  
拡大

森林の  
整備・保全

山村の振興  
雇用創造

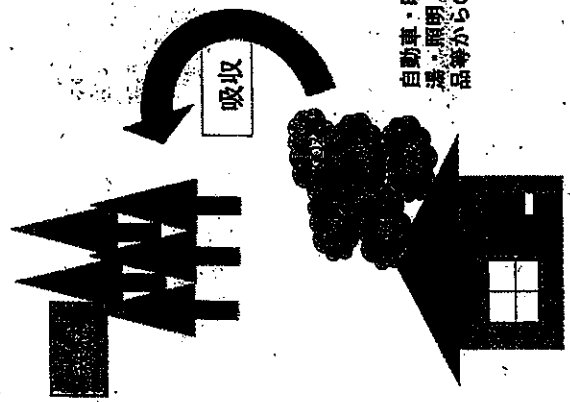
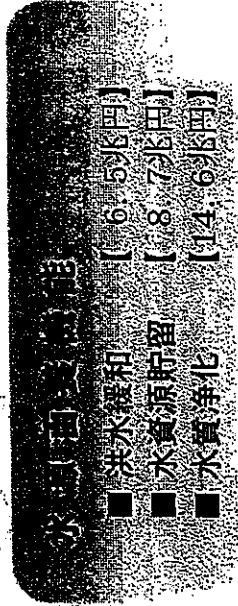
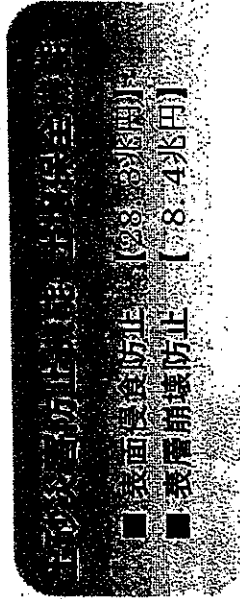
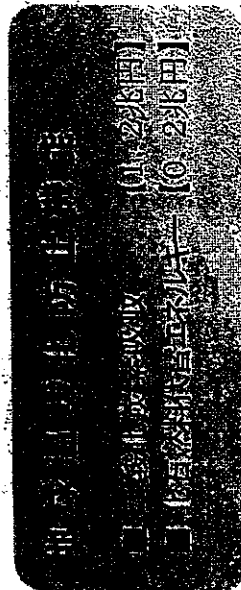
## 森林の有する公益的機能

林野庁作成資料

○ 森林は、地球温暖化防止機能、土砂災害防止機能・土壌保全機能、水源涵養機能などの多面的な公益的機能を有しており、広く、国民一人一人に恩恵をもたらしている。

### 森林の有する公益的機能の例

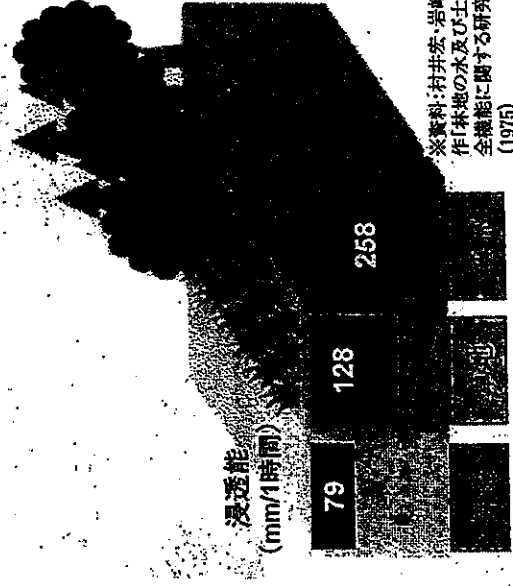
※[ ]内の数値は、各機能を堰堤やダム等の別の手段によって代替した場合の貨幣評価額



自動車・暖房・給湯・照明・家電製品等からの排出



資料：丸山三三「森林水文」実林社1970



※資料：村井宏、岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」(1975)

林野庁作成資料

森林の適正な管理が進まなかった場合に想定される影響の例②  
～土砂災害防止・土壌保全機能、水源涵養機能の低下～

山地災害が増加する恐れ

下流部における洪水・浸水被害が増加する恐れ

平成28年6月22日  
梅雨前線豪雨災害

大分県九重町長井野  
の山腹崩壊



平成27年(2015年)  
関東・東北豪雨による  
浸水被害

鬼怒川の決壊状況



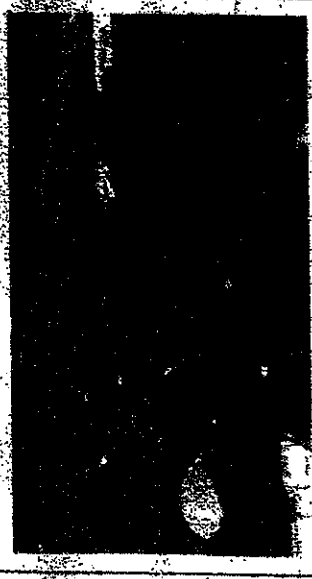
平成28年9月20日  
台風第16号災害

鹿児島県鹿屋市輝北  
町における山腹崩壊



平成28年(2016年)  
台風第10号による  
浸水被害

石狩川水系空知川の  
決壊状況



- 都市部を含む住民の生命、身体、財産を毀損するリスクの高まり
- 災害が起きれば、その復旧には多額の行政コストが発生



# 全国森林環境税創設促進議員連盟加入議会名簿

平成29年7月31日現在

ブロック名	都道府県名	議 会 名				会員数
北海道	北海道	美 瑛 町議会	幌加内町議会	置 戸 町議会	中 川 町議会	27
		八 雲 町議会	当 麻 町議会	上 川 町議会	美 深 町議会	
		津 別 町議会	松 前 町議会	当 別 町議会	陸 別 町議会	
		東神楽町議会	比 布 町議会	鷹 栖 町議会	愛 別 町議会	
		下 川 町議会	黒松内町議会	京 極 町議会	島 牧 村議会	
		余 市 町議会	南富良野町議会	ニセコ町議会	滝 上 町議会	
		蘭 越 町議会	遠 軽 町議会	占 冠 村議会		
東 北	青森県	新 郷 村議会	東 北 町議会	田 子 町議会	深 浦 町議会	12
		十和田市議会	階 上 町議会	三 戸 町議会	南 部 町議会	
		五 戸 町議会	中 泊 町議会	六ヶ所村議会	横 浜 町議会	
	岩手県	岩 泉 町議会	葛 巻 町議会	住 田 町議会	岩 手 町議会	6
		一 戸 町議会	西和賀町議会			
	宮城県	大 和 町議会	七ヶ宿町議会	登 米 市議会	加 美 町議会	4
	秋田県	上小阿仁村議会	羽 後 町議会	東成瀬村議会	北秋田市議会	5
		湯 沢 市議会				
	山形県	金 山 町議会	小 国 町議会	最 上 町議会	西 川 町議会	10
		朝 日 町議会	飯 豊 町議会	鶴 岡 市議会	大 江 町議会	
		白 鷹 町議会	真室川町議会			
	福島県	いわき市議会	檜枝岐村議会	下 郷 町議会	只 見 町議会	25
		会津若松市議会	昭 和 村議会	古 殿 町議会	浪 江 町議会	
三 島 町議会		郡 山 市議会	金 山 町議会	磐 梯 町議会		
川 内 村議会		飯 館 村議会	桑 折 町議会	檜 葉 町議会		
大 玉 村議会		西会津町議会	田 村 市議会	南会津町議会		
柳 津 町議会		猪苗代町議会	天 栄 村議会	国 見 町議会		
会津美里町議会						
関 東	群馬県	嬬 恋 村議会	下仁田町議会	中之条町議会	3	
	埼玉県	東秩父村議会	皆 野 町議会	秩 父 市議会	7	
		小鹿野町議会	長 瀨 町議会	越 生 町議会		

ブロック名	都道府県名	議 会 名				会員数	
関 東	東京都	奥多摩町議会	檜原村議会	日の出町議会	青梅市議会	5	
		あきる野市議会					
	神奈川県	清川村議会	山北町議会			2	
	山梨県	早川町議会	大月市議会	南部町議会	身延町議会	8	
		小菅村議会	山梨市議会	丹波山村議会	道志村議会		
北陸・信越	新潟県	加茂市議会	湯沢町議会	関川村議会	新発田市議会	16	
		村上市議会	津南町議会	胎内市議会	南魚沼市議会		
		阿賀野市議会	阿賀町議会	粟島浦村議会	魚沼市議会		
		聖籠町議会	刈羽村議会	十日町市議会	五泉市議会		
	富山県	朝日町議会				1	
	福井県	大野市議会	池田町議会	福井市議会	敦賀市議会	9	
		小浜市議会	南越前町議会	越前市議会	鯖江市議会		
		おおい町議会					
	長野県	大鹿村議会	白馬村議会	大桑村議会	阿智村議会	32	
		王滝村議会	木祖村議会	平谷村議会	野沢温泉村議会		
		栄村議会	信濃町議会	木島平村議会	小谷村議会		
		根羽村議会	立科町議会	喬木村議会	天龍村議会		
		南相木村議会	松川村議会	上松町議会	南牧村議会		
		川上村議会	南木曾町議会	下條村議会	池田町議会		
		木曾町議会	伊那市議会	松川町議会	豊丘村議会		
		泰阜村議会	阿南町議会	佐久穂町議会	売木村議会		
	東 海	岐阜県	山県市議会	高山市議会	白川町議会	中津川市議会	11
			恵那市議会	東白川村議会	本巣市議会	郡上市議会	
			下呂市議会	飛騨市議会	揖斐川町議会		
		静岡県	森町議会	川根本町議会			2
		愛知県	東栄町議会	豊根村議会	設楽町議会	新城市議会	4
		三重県	御浜町議会	尾鷲市議会	熊野市議会	度会町議会	8
			松阪市議会	津市議会	紀北町議会	大台町議会	
近 畿		滋賀県	多賀町議会	栗東市議会	甲賀市議会		3
		兵庫県	朝来市議会	多可町議会	養父市議会	姫路市議会	5

ブロッグ名	都道府県名	議 会 名				会員数
近 畿	兵庫県	神 河 町議会				
	奈良県	御 杖 村議会	曾 爾 村議会	十津川村議会	野迫川村議会	12
		川 上 村議会	吉 野 町議会	下北山村議会	上北山村議会	
		黒 滝 村議会	天 川 村議会	東吉野村議会	五 條 市議会	
	和歌山県	高 野 町議会	北 山 村議会	湯 浅 町議会	古座川町議会	19
		串 本 町議会	かつらぎ町議会	那智勝浦町議会	すさみ町議会	
		上富田町議会	広 川 町議会	新 宮 市議会	田 辺 市議会	
		白 浜 町議会	有田川町議会	日高川町議会	美 浜 町議会	
		九度山町議会	印 南 町議会	太 地 町議会		
	中 国	鳥取県	江 府 町議会	智 頭 町議会	三 朝 町議会	日 野 町議会
日 南 町議会			岩 美 町議会	若 桜 町議会	鳥 取 市議会	
大 山 町議会			倉 吉 市議会	南 部 町議会		
島根県		奥出雲町議会	飯 南 町議会	雲 南 市議会		3
岡山県		西栗倉村議会	新 庄 村議会	鏡 野 町議会		3
広島県		安芸太田町議会	神石高原町議会	坂 町議会		3
四 国	徳島県	神 山 町議会	佐那河内村議会	上 勝 町議会	美 馬 市議会	8
		三 好 市議会	海 陽 町議会	那 賀 町議会	東みよし町議会	
	愛媛県	砥 部 町議会	松 野 町議会	伊 方 町議会	今 治 市議会	7
		久万高原町議会	鬼 北 町議会	西 予 市議会		
	香川県	まんのう町議会	三 木 町議会			2
	高知県	大 豊 町議会	土 佐 町議会	大 川 村議会	本 山 町議会	33
		檮 原 町議会	馬 路 村議会	北 川 村議会	い の 町議会	
		高 知 市議会	津 野 町議会	中土佐町議会	仁淀川町議会	
		日 高 村議会	黒 潮 町議会	四万十町議会	三 原 村議会	
		佐 川 町議会	安 田 町議会	東 洋 町議会	芸 西 村議会	
		田 野 町議会	越 知 町議会	奈半利町議会	大 月 町議会	
		香 南 市議会	香 美 市議会	四万十市議会	南 国 市議会	
		宿 毛 市議会	安 芸 市議会	室 戸 市議会	須 崎 市議会	
土 佐 市議会						
九 州	福岡県	赤 村議会	広 川 町議会	篠 栗 町議会	添 田 町議会	12

ブロック名	都道府県名	議 会 名				会員数
九州	福岡県	那珂川町議会	久山町議会	大木町議会	うきは市議会	
		八女市議会	みやこ町議会	大川市議会	筑紫野市議会	
	佐賀県	佐賀市議会				1
	熊本県	湯前町議会	南小国町議会	水上村議会	多良木町議会	14
		高森町議会	相良村議会	五木村議会	あさぎり町議会	
		山都町議会	山江村議会	球磨村議会	錦町議会	
		小国町議会	八代市議会			
	大分県	日田市議会	九重町議会	竹田市議会	玖珠町議会	11
		佐伯市議会	別府市議会	中津市議会	豊後大野市議会	
		宇佐市議会	国東市議会	豊後高田市議会		
	宮崎県	西米良村議会	椎葉村議会	諸塚村議会	西都市議会	6
		美郷町議会	木城町議会			
	鹿児島県	伊佐市議会	霧島市議会	阿久根市議会		3
	合 計					

# 全国森林環境税創設促進連盟 会員名簿

(平成29年7月1日現在)

都道府県	会員市町村	会員数
北海道	<石狩振興局・空知総合振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局・日高振興局> [石狩郡] 当別町・[夕張郡] 長沼町・栗山町・[樺戸郡] 月形町・新十津川町・ [雨竜郡] 沼田町・幌加内町・[島牧郡] 島牧村・[寿都郡] 黒松内町・ [磯谷郡] 蘭越町・[虻田郡] 京極町・倶知安町・真狩村 [古宇郡] 神恵内村・ [余市郡] 余市町・赤井川村・[虻田郡] 豊浦町・ [勇払郡] 厚真町・むかわ町・占冠村・[新冠郡] 新冠町・[浦河郡] 浦河町・ [様似郡] 様似町・[幌泉郡] えりも町・[日高郡] 新ひだか町・ [岩内郡] 共和町・岩内町・[積丹郡] 積丹町 [沙流郡] 平取町 <渡島総合振興局・檜山振興局> [松前郡] 福島町・[茅部郡] 森町・[二世郡] 八雲町・[檜山郡] 厚沢部町・ [瀬棚郡] 今金町・[久遠郡] せたな町 <十勝総合振興局> [上川郡] 新得町・[中川郡] 池田町・[足寄郡] 足寄町・陸別町 <宗谷総合振興局・留萌振興局・上川総合振興局> 名寄市・[留萌郡] 小平町・[上川郡] 当麻町・上川町・美瑛町・ [空知郡] 南富良野町・[礼文郡] 礼文町 [上川郡] 下川町・[中川郡] 美深町・音威子府村・中川町・本別町・ <オホーツク総合振興局> 北見市・網走市・紋別市・[網走郡] 美幌町・津別町・大空町 [斜里郡] 斜里町・ 清里町・小清水町・[常呂郡] 訓子府町・置戸町・佐呂間町・[紋別郡] 遠軽町・ 湧別町・滝上町・興部町・西興部村・雄武町 <釧路総合振興局・根室振興局> [川上郡] 標茶町・[標津郡] 標津町・[厚岸郡] 厚岸町	72
青森県	つがる市・八戸市 [東津軽郡] 平内町・蓬田村・外ヶ浜町・ [西津軽郡] 深浦町・鯨ヶ沢町・[中津軽郡] 西目屋村・ [上北郡] 横浜町・六ヶ所村・東北町・[下北郡] 佐井村・大間町・ [三戸郡] 三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村	19
岩手県	八幡平市・滝沢市・一関市・[岩手郡] 雫石町・葛巻町・岩手町・ [紫波郡] 紫波町・[和賀郡] 西和賀町・[胆沢郡] 金ヶ崎町・ [気仙郡] 住田町・[下閉伊郡] 山田町・岩泉町・田野畑村・普代村・ [九戸郡] 軽米町・野田村・九戸村・洋野町・[二戸郡] 一戸町	19
宮城県	気仙沼市・白石市・登米市・栗原市・東松島市・大崎市・富谷市 [刈田郡] 蔵王町・ 七ヶ宿町・[柴田郡] 大河原町・村田町・川崎町・[伊具郡] 丸森町・ [亘理郡] 亘理町・[黒川郡] 大和町・大衡村・ [加美郡] 加美町・[遠田郡] 美里町・[本吉郡] 南三陸町	19
秋田県	秋田市・横手市・湯沢市・潟上市・北秋田市・大仙市・仙北市・大館市・ [山本郡] 八峰町・藤里町・三種町・[南秋田郡] 五城目町・井川町・ [雄勝郡] 羽後町・東成瀬村・[北秋田郡] 上小阿仁村	16
山形県	鶴岡市・[西村山郡] 西川町・大江町・[最上郡] 金山町・最上町・真室川町・ 大蔵村・戸沢村・舟形町 [西置賜郡] 小国町・白鷹町・飯豊町・ [東田川郡] 庄内町・[飽海郡] 遊佐町	14
福島県	田村市・南相馬市・[岩瀬郡] 天栄村・[南会津郡] 南会津町・下郷町・檜枝岐村・ 只見町・[耶麻郡] 北塩原村・西会津町・猪苗代町・磐梯町・[河沼郡] 会津坂下町・ 柳津町・[大沼郡] 三島町・金山町・昭和村・会津美里町 [東白川郡] 塙町・矢祭町・ [西白河郡] 西郷村・[石川郡] 石川町・平田村・玉川村・古殿町・ [田村郡] 小野町・[双葉郡] 川内村・[相馬郡] 飯舘村・[安達郡] 大玉村	28
茨城県	常陸太田市・常陸大宮市・ [東茨城郡] 城里町・[久慈郡] 大子町	4
栃木県	[芳賀郡] 市貝町・茂木町・益子町 [那須郡] 那須町・[塩谷郡] 塩谷町	5
群馬県	沼田市・[多野郡] 上野村・神流町・[甘楽郡] 下仁田町・南牧村・甘楽町・ [吾妻郡] 中之条町・嬬恋村・高山村・東吾妻町・ [利根郡] 片品村・川場村・みなかみ町・昭和村・	14
埼玉県	秩父市・飯能市・所沢市・[秩父郡] 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・ [入間郡] 越生町	8
千葉県	[長生郡] 長柄町・[安房郡] 鋸南町・[香取郡] 多古町・東庄町	4

都道府県	会員市町村	会員数
東京都	中央区・品川区・八王子市・青梅市・あきる野市・〔島部〕大島町・〔西多摩郡〕瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町	10
神奈川県	〔足柄上郡〕山北町	1
山梨県	甲府市・富士吉田市・山梨市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・大月市・甲斐市・笛吹市・甲州市・中央市・〔西八代郡〕市川三郷町・〔中巨摩郡〕昭和町・〔南巨摩郡〕富士川町・早川町・身延町・南部町・〔南都留郡〕道志村・富士河口湖町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・〔北都留郡〕小菅村・丹波山村	24
新潟県	新発田市・村上市・阿賀野市・魚沼市・南魚沼市・十日町市・〔北蒲原郡〕聖籠町・〔東蒲原郡〕阿賀町・〔三島郡〕出雲崎町・〔南魚沼郡〕湯沢町・〔中魚沼郡〕津南町・〔岩船郡〕関川村・粟島浦村	13
富山県	氷見市・黒部市・南砺市・〔中新川郡〕立山町〔下新川郡〕朝日町	5
石川県	小松市・輪島市・白山市・加賀市・〔河北郡〕津幡町・〔鹿島郡〕中能登町・〔鳳至郡〕穴水町	7
福井県	大野市・勝山市・〔今立郡〕池田町・〔南条郡〕南越前町・〔大飯郡〕おおい町	5
長野県	岡谷市・茅野市・上田市・塩尻市・諏訪市・〔南佐久郡〕小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・佐久穂町・〔北佐久郡〕立科町・〔上伊那郡〕辰野町・南箕輪村・〔下伊那郡〕松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村・〔木曾郡〕木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村・〔東筑摩郡〕生坂村・朝日村・〔北安曇郡〕池田町・小谷村・〔上高井郡〕高山村・〔下高井郡〕山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・〔下水内郡〕栄村	42
岐阜県	岐阜市・高山市・関市・中津川市・美濃市・美濃加茂市・瑞浪市・恵那市・山県市・郡上市・飛騨市・本巣市・下呂市・〔養老郡〕養老町・〔不破郡〕垂井町・関ヶ原町・〔揖斐郡〕揖斐川町・〔加茂郡〕七宗町・八百津町・白川町・東白川村・〔可児郡〕御嵩町・〔大野郡〕白川村	23
静岡県	浜松市・伊豆市・掛川市・静岡市・藤枝市・島田市〔榛原郡〕川根本町・〔周智郡〕森町〔賀茂郡〕南伊豆町・〔駿東郡〕小山町	10
愛知県	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市 〔北設楽郡〕設楽町・東栄町・豊根村	8
三重県	津市・松阪市・桑名市・尾鷲市・熊野市・いなべ市・伊賀市・〔員弁郡〕東員町・〔多気郡〕多気町・大台町・〔度会郡〕度会町・大紀町・〔北牟婁郡〕紀北町・〔南牟婁郡〕御浜町・紀宝町	15
滋賀県	甲賀市・〔犬上郡〕多賀町	2
京都府	京都市・南丹市・舞鶴市・〔与謝郡〕与謝野町	4
大阪府	箕面市・〔豊能郡〕能勢町・〔南河内郡〕河南町・千早赤阪村	4
兵庫県	姫路市・篠山市・養父市・丹波市・朝来市・宍粟市・〔多可郡〕多可町・〔神崎郡〕市川町・神河町・〔佐用郡〕佐用町・〔美方郡〕香美町・〔川辺郡〕猪名川町	12
奈良県	五條市・宇陀市・桜井市・〔宇陀郡〕曾爾村・御杖村・〔吉野郡〕吉野町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村	15
和歌山県	和歌山市・橋本市・田辺市・新宮市・〔海草郡〕紀美野町・〔伊都郡〕九度山町・高野町・〔有田郡〕湯浅町・広川町・有田川町・〔日高郡〕印南町・日高川町・みなべ町・〔西牟婁郡〕白浜町・上富田町・すさみ町・〔東牟婁郡〕那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村・串本町	21
鳥取県	〔岩美郡〕岩美町・〔八頭郡〕智頭町・八頭町・若桜町〔東伯郡〕三朝町・琴浦町・北栄町・〔西伯郡〕大山町・南部町・伯耆町・〔日野郡〕日南町・白野町・江府町	13
島根県	松江市・出雲市・大田市・安来市・江津市・雲南市・浜田市 〔仁多郡〕奥出雲町・〔飯石郡〕飯南町・〔邑智郡〕川本町・美郷町・邑南町・〔鹿足郡〕津和野町・吉賀町・〔隠岐郡〕海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町	18
岡山県	津山市・新見市・美作市・〔真庭郡〕新庄村・〔英田郡〕西粟倉村・〔苫田郡〕鏡野町・〔小田郡〕矢掛町	7
広島県	廿日市市・庄原市・〔山県郡〕安芸太田町・北広島町・〔神石郡〕神石高原町	5
山口県	山口市	1

都道府県	会員市町村	会員数
徳島県	徳島市・鳴門市・小松島市・阿南市・吉野川市・阿波市・美馬市・三好市・ 〔勝浦郡〕勝浦町・上勝町・〔名東郡〕佐那河内村・〔名西郡〕石井町・神山町・ 〔那賀郡〕那賀町・〔海部郡〕牟岐町・美波町・海陽町・ 〔板野郡〕松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町・〔美馬郡〕つるぎ町・ 〔三好郡〕東みよし町	24
香川県	東かがわ市・〔多度郡〕まんのう町	2
愛媛県	今治市・大洲市・伊予市・西予市・〔越智郡〕上島町・〔上浮穴郡〕久万高原町・ 〔伊予郡〕砥部町・〔喜多郡〕内子町・〔西宇和郡〕伊方町・ 〔北宇和郡〕鬼北町・松野町・〔南宇和郡〕愛南町	12
高知県	安芸市・香南市・須崎市・〔安芸郡〕奈半利町・安田町・北川村・馬路村・芸西村・ 東洋町・〔長岡郡〕本山町・大豊町・〔土佐郡〕土佐町・大川村・ 〔吾川郡〕いの町・仁淀川町・〔高岡郡〕佐川町・越知町・梶原町・日高村・ 津野町・四万十町・中土佐町・〔幡多郡〕大月町・黒潮町・三原村〔安芸郡〕田野町・	26
福岡県	八女市・朝倉市・うきは市・〔筑紫郡〕那珂川町・〔糟屋郡〕篠栗町・久山町・ 〔朝倉郡〕東峰村・筑前町・〔田川郡〕香春町・添田町・川崎町・赤村・ 〔京都郡〕みやこ町	13
佐賀県	佐賀市・唐津市・神埼市・〔西松浦郡〕有田町	4
長崎県	〔東彼杵郡〕波佐見町・川棚町	2
熊本県	八代市・〔下益城郡〕美里町・〔玉名郡〕南関町・長洲町・〔菊池郡〕大津町・ 〔阿蘇郡〕南小国町・小国町・産山村・高森町・〔上益城郡〕山都町・嘉島町・ 〔葦北郡〕芦北町・津奈木町・〔球磨郡〕錦町・あさぎり町・多良木町・ 湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・	22
大分県	中津市・日田市・竹田市・〔玖珠郡〕九重町・玖珠町	5
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・串間市・西都市・ 〔西諸県郡〕高原町・〔東諸県郡〕国富町・綾町・ 〔児湯郡〕西米良村・木城町・〔東臼杵郡〕門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町・ 〔西臼杵郡〕高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町	20
鹿児島県	阿久根市・霧島市・南さつま市・伊佐市・始良市〔薩摩郡〕さつま町・ 〔大島郡〕大和村・宇検村	8
沖縄県	名護市・〔国頭郡〕大宜味村	2
	合 計	627



平成29年8月22日受理(郵送)

地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議を、今、して頂きたい陳情書

平成29年 8月25日

議会

議長

殿

陳情者

〒231-0843 横浜市中区本郷町3-287

荒木 實

戦争に殺されてはならない。人類は悪循環に陥っています。自滅への流れです。悪循環。人間の人生にも起きています。人間はその悪循環を断つ事が出来ます。何が最も大切なものか、大切なものを守る為にどう生きるかを認識し、生き方を変えれば、人生を変えられます。勇気があります。努力が必要です。生きる為ならやるしかありません。軍拡・温暖化・格差社会。人間行動が源です。今迄の人間の生き方の為です。永い間の「力による占有ごっこ競争」の為です。人々は、極限に近付いている事を感じながら、生き方を変える事が出来ません。一番大切なものを見失っているからです。人間を生きさせている本体は何か、をです。生命の本質とは何か、をです。人間が生きていく上で、最重要な原則は何か、をです。地球を守る。助け合って生きる。この生き方しかありません。「世界の安全」。地球で生きる人間が目標としなければなりません。「生命の絶対命令」である事を認識すべきです。生命を守る為に、個々が意識と心を変えるならば人間行動が変わります。ついでに、地球で生き続ける為の地球社会建設希望決議を、今、して頂くよう陳情します。

#### 地球社会建設希望決議草案

- 1) 人間を生きさせている本体。地球である。考える事さえ出来ない時間、そして考えられない偶然の積み重ねで、生命が守られる地球がある。この地球こそ、生命の本体である。時を超えて、生命は繋がって来ている。生命の本質である。地球を守る。生命を守る。生命の絶対責任であり、生命の絶対命令である。地球を守る人間社会体制の創造は、全地球市民が参加すれば出来る事である。人間にはその力がある、と確信するものである。
- 2) 軍拡・温暖化・格差社会。今までの人間の生き方の結果の事態である。この生き方の行き着く先は、全ての人間が感じている自滅である。生き方を変えれば、生存への道が見えてくる。地球で生きている全ての人間が一体となって、地球を守る地球社会を建設する道である。
- 3) 地球社会の目的・目標は、地球全生命と共に、全ての人間の人生を守る事にある。その為の社会技術の開発に努めねばならない。この規定は、人類の戦争放棄を意味し、宣言するものである。地球市民の安全を守る「守り人の組織」は、地球社会で一元化されるものである。
- 4) 人道・人権は地球社会の基本法である。陸・海・空の空間、石油他の資源、先人達の遺産は、現存する地球市民全員の共有である。地球市民の生活空間・人生は、社会管理運営技術によって、保障されなければならない。共有の原則の上に、地球社会は構築されねばならない。
- 5) 人間は一人で生きられない。人間には必ず寿命がある。生命をつなぎ、生命を守る。その生き方は、地球を守り、助け合って生きていく生き方しかない。地球で生きていく為の唯一の生き方である。その生き方への道を拓く為、地球社会建設希望決議をする。



8月9日。ナガサキで平和首長会議が開かれました。ヒロシマが提唱して数十年。世界中から7000余りの自治体が参加しました。一つの自治体が地球社会建設希望決議をするなら、世界中に伝わり、世界世論になります。「戦争に殺されてはならない」。この声が世界中に満ち溢れ、世界中の人間が一体になるのではないのでしょうか。核廃絶は可能です。

地球社会建設希望決議は、「生命を守る」為の決議です。生命の本体。地球そのものです。生命の本質。親・自分・子供。他の生物種と同様、繋がっていく事です。オバマさんが、退任直前に、「核兵器のない世界に向かって取り組む決意を新たにす為、ヒロシマを訪ねた」と表明しました。アメリカ大統領職在任中に、核拡散の世界の現状がどれほど危険な域にあるか、を知ったオバマさんにとって、この表明は、居ても立ってもいられない気持ちからではないのでしょうか。生命を守る為、人間行動を変えたい思いからでしょう。

2017年7月、「国連気候変動政府間パネルは、80年後、深刻な気温上昇で、現在より4度以上高くなると試算。コロンビア大・NASAの研究チームは、温暖化気温上昇による空気膨張で、離陸時揚力が減少と発表」という記事がありました。産業革命以降200年、地球の温度は3度高くなったと知らされています。80年後に、その倍以上の気温上昇が予測されています。3度上昇の現時点、海水温度が上がり異常気象が頻発、サンゴ礁の死滅、南極の氷塊大陸が真っ二つなどの報道が続いています。80年後、地球、生命達、人間はどうなっているのでしょうか。この危機に人間は何をやっているのでしょうか。

現在の事態は、今迄の人間の生き方の結果です。「戦争をやるか。」という脅し合いの愚劣なチキンゲームをメディアは、毎日、人々に伝えています。今の戦争は、機械が行い、人間は殺されるだけです。その「愚劣なチキンゲームに、自分の・家族のかけがえのない生命が握られている」のに、何もしない人間達の行動を、どう考えたらいいかです。人間に出来る事は、地球という生命の本体を守る為の言葉と行動です。繋がってきている生命の本質が、「危ない。生き方を変えろ」という叫びを発している、と感じるなら、言葉を発し、生き方を変えていくべく、努力を始めなければなりません。地球社会建設希望決議陳情書。人々の「地球で生き続けなければ」という思いを述べる言葉です。

今迄の生き方の結果。格差社会。その要因の一つにアメリカンドリームがあります。才能と努力がもたらす膨大な利益を享受する行為です。背景は、激烈な競争社会です。一人の勝者と累々たる敗者が結果です。このアメリカンドリームが、どれほど人間に活力を与えてきた事か。どれほど社会を活性化し、発展をさせてきた事か。僅か数百年と云う時間で。とてつもない技術の蓄積が現実のものになっています。この技術が地球社会建設という生命の本体・本質を守るべく努力する人間達を助けます。地球で生き続ける、という絶対課題を推進していく事を可能にします。しかしながら・・・です。人間行動を変えなければ、自滅に至ります。**経済成長。もの凄い流れでした。**40年ほど前、ローマクラブが「成長を止めよう」という声を出しました。音にもならず消えました。結果、温暖化です。今、温暖化が暴進中です。この最中でのチキンゲームです。世界の混乱は底なしです。根源は、

人間の基本的な生き方にあります。生き方を変えるしかありません。生き方の根幹を。生き方の一番太い根幹を。「競争」から「助け合い」へ。「競争抑制」から「助け合い優先」へ。です。社会体制を変える事は、何度も体験してきました。革命です。「理念と力」で行ってきました。例えば、共産主義革命です。「平等である」という理念で人々を集め、力で革命を成功させ、その力での社会管理運営、独裁社会体制になりました。奴隷社会・封建身分体制社会と同一社会です。生き方を変える事は「力」ではできません。「意識と心」を変える事ですから。地球で生きている人間は、表面的な相違こそあれ、みんな同じ生き方をしています。自然・地球を畏敬し、生命をつなぐ行為に喜びを感じ、助け合って生きようとしています。希望と原則と大きな方向性が一致すれば、地球市民は一体になれます。

**人間は奴隷になっても生きる事が出来てきました。しかし、生命の本体が、人間・生命を生かす事が出来なくなれば、生きる事は不可能です。温暖化という問題の根源は、この事です。**

人間の生き方を変えるしかありません。今の時点で、生き方を変える努力を始めなければなりません。地球社会建設。この正当な目標が、人々に浸透していけば、先ず、核兵器、ミサイル、戦争への流れを、世界中の軍人が一体となって軍事を凍結する動きが出てくるでしょう。オバマさんが、ヒロシマに来て、核兵器のない世界・子供達に残す世界を守る為に、世界へ発信するようになれば、軍人が一体になる展望がすぐに見えるようになるでしょう。軍事の凍結は、核廃絶への道であり、世界の安全に直結します。その展望が確実に見えてくれば、石油依存から原発への切り替えには、速やかに取り組めるでしょう。それでも「温暖化の進行を停めるには時間がかかる」事は物理的事実です。だからこそ、努力を始めるのは「今」です。問題は、「経済成長への大合唱」をどう抑制し、地球を守り、時を超えて繋がってきている生命達を守り、生き続ける事が出来る世界を、どう建設していくかです。地球社会建設へ向かって取り組む姿勢を創れるかどうかです。この決議が、声の発生が、努力の始まりです。生命の本体・本質を守る為の努力です。生命を守る為の努力。諦める事・無視する事は、「生命に背を向ける」事です。この決議は「途方もない事」ではありません。個々の人々の心を変え、守るべき本体・本質を、個々の人々の意識・心に伝える為のものです。意識・心が変われば、人間行動が変わります。

「富が集中する」「格差社会」という現象は、正当性が希薄です。「共有の世界」を前提にすれば、空間・資産は社会共有となり、全員で守り、その恩恵を受ける権利を与えられます。その社会技術を創造しなければなりません。その創造こそ、生命の分岐点でしょう。

「世界は、現在生きているみんなのもの」です。生命を守る共有の世界の正当性は、絶対です。今、発想がないだけです。発想があれば見えてくる筈です。人々が、地球社会建設という発想を持てば、時間がかからないのではないのでしょうか。

人間社会は「分業（助け合い）」で、成立しています。人間は一人では生きていけない。「助け合って生きていく」しか生き方はない。社会の発展は、先人の働きの上で為されてきた。生命の繋がりは、社会を継続させ、先人の遺産が全員に公平に与えられるのが、大原則です。教育がその役割を果たします。分業が、助け合いしかない人間の生き方を明確に証明

しています。現時点、世界は国家に分断されています。が、どの国家社会にもメディア・軍人・官僚・研究者・経済活動者・・・がおり、同じような分業で、それぞれの国家社会が運営されています。地球社会でも、分業形態は同じようなものでしょう。「国を守る」から「生命の本体を守る・生命の本質を守る」に、目的・目標が変わるだけです。それぞれの分業体制の仕事・・・、同じです。それぞれの分業者達が、国を超えて一体になれば、地球を守る、生命達を守る社会の分業体制を創造する事になります。「意識と心」が同じようになれば、希望と原則と方向性が一致すれば、それぞれが、それぞれの地域で、それぞれのやり方で同一の目標に向かって努力します。軍事の凍結・核兵器管理・原発への切り替え・緑の再生・・・地球社会建設へ無限の仕事があります。

「国を守る」。錯覚です。国は地球の一部であり、一部分の軍備が本体を壊そうとしているのが、世界の現実です。この錯覚の為、世界は自滅に向かっているのです。「国を守る」。「地球も、生命達も、人間達も、どうなっても構わない」という意味です。現実の世界が証明しているではありませんか。現時点の危機が証明しているではありませんか。

悪循環を断ち、流れを変え、安全な世界にするには時間がかかります。基本的に重要な事は、地球社会建設の理念が、地球に生きる人々の意識に浸透していく事です。その時間はメディア人が決定します。メディア人・政治家・そしてみんなが、初心を忘れています。と、云うより、みんなが人類の悪循環に呑みこまれており、「各国政府」「経済成長」の声だけの世界になっています。生命の本体・本質を守り、人間を守る。みんなが、それぞれが強く思っている事です。だからこそ、陳情を要請しているのです。

先日、ナガサキで世界中の自治体、7000余りの平和首長会議がありました。自治体議会の決議に、大小はありません。世界に重要であれば世界に伝わります。メディアは報道し、その意味を伝えます。この決議は、「地球を守り、人間が生き続け、未来に繋げる基本理念」です。国を超え、地球で生きる全ての人間の「生き方の大原則」です。生き続ける為の希望と原則と方向性です。この原則と方向性で一致すれば、みんなが地球を守り、みんなが生きられる社会技術は創造され、未来が見えてくるでしょう。

地球を、人間を、未来を壊すであろう現状の世界は、地球市民全員の責任です。責任を取られるのは全員だからです。ただ、「**生命を守る為の理念の下で、人間が一体になれるかどうか、という課題です。**」この決議を推進しなければ、と思う方は、未来の創造者です。アメリカ大統領職を退任し、核兵器のない世界に向かって行動する。と決意表明したオバマさんと同様の、未来への案内人になります。そして、この立場には、誰でもなれます。資格は、地球で生きている。という事実だけです。自滅に至る人類の悪循環。貴方ご自身の問題です。地球外の出来ごとではありません。他国も価値観の相違も関係ありません。地球内部の、一人一人の問題です。人間は、心が変われば生き方が変わります。心が何を大切にするか、で生き方が変わります。世界が危機的状況の中で、世界を変えるのは、個々の人間の心です。地球社会建設希望決議。地球に生きる人々の心を変えていく決議です。地球で生きる人間達が生き方を変える。時間がかかります。今、努力を始めましょう。

## 私のヒロシマ行動の原点

「戦争に殺されてたまるか」という思いが原点です。

人間は、みんな同じ世界で生きています。殺し合いをする。納得できません。「国を守る為」？。国は世界の部分であり、部分同士が殺し合いをする。納得できません。同じ世界で生きていながら、同じ世界での生き方・ルールで全員が生きる。当然だ。という確信が原点です。米朝軍事威嚇応酬。異常だと感じますが、世界の現実です。この現実の世界で生きています。今、世界中の人間が、現実を突き付けられています。この現実が人間行動です。

「自然淘汰」と云う方がいます。「自然は残酷だ。我々が残酷なのは当然だ」とヒトラーが云った事があります。ナチの所業・ユダヤ人虐殺も自然淘汰でしょうか。

第二次世界大戦。それこそ、世界中で歴大な人々が、戦争に殺されました。日本では赤紙・空襲・原爆……。戦争に殺されました。当事者は日・英・米・独・ソ等の国家でした。人間は、国家に従属した国民であった為、「国の為に」「国を守る為に」の言葉で、人々は戦争に無理やり参加させられ、多くの方々が殺されました。戦争は人間行動です。

その証拠に、生命の本体は変わりませんでした。ヒロシマ・ナガサキの原爆地では、緑の生命力の息づきがすぐに始まりました。土・水・太陽・微生物・温度。自然の営みの偉大さ・崇高さを声高に語るように、です。戦争は人間行動です。変えられる筈です。

5年後、又、戦争です。スターリン・毛沢東・金日成の3人。たった3人の談合で、朝鮮戦争の始まりです。スターリンの「アメリカが原爆を使うかどうかを試す」という思惑ではなかったか？と考えています。当時のチキンゲームの展開です。

開戦直後、アメリカ政府が原爆使用の検討をした事が記録されています。原爆使用は、何百万人の虐殺を意味し、出来ない事だ、との結論でした。1950年6月25日、朝鮮戦争勃発。20日後、7月16日付けニューヨークタイムス社説が伝えています。デイヴィット・ハルバースタム著、文春文庫「朝鮮戦争」上巻 259頁。その時点で、核兵器は「使えない兵器」になりました。事実が証明しています。ヒロシマ・ナガサキ以降、使われていません。核兵器使用は大虐殺行為です。使用できるわけがありません。それなのにその後、核拡散です。何故なのでしょう。核拡散は、私自身・貴方自身・世界中の人間自身・生命をつなぐ全地球市民の責任です。全く不思議な現象です。核拡散は「自分達で自分達自身を滅ぼす行為」です。何故なのか。理解不能です。私は答えを求めました。考え始めました。その時から40年。世界は変わらず、自滅へ向かっています。64歳時、人生時間を自覚しました。ヒロシマ市長選行動を決意しました。答えを求めた為です。

私の幼児期、大人達は戦争の話ばかり。小学3年時、学校引率で「原爆の子」。戦争への恐怖・憎悪・嫌悪。心に沁み込んでます。みんな同じだと思います。**戦争は殺される事です。**現在進行中の軍拡・温暖化。国を守る為・経済成長。全て人間行動です。自滅への人間行動。納得できるわけがありません。人間行動は変える事が出来ます。努力すべき、と考え、行動しています。愚劣な国家行動。その愚劣さが自滅への根源。殺されてたまるか、です。司馬遼太郎先生。「坂の上の雲」の映像化を拒絶したそうです。表面的な日露戦争の勝利に

よる思い上がり、軍部独走・戦争への突入、と視たからと考えます。思い上がり。人間行動です。結果、焦土。戦争放棄の宣言を司馬先生はこよなく愛したと書かれています。司馬先生の行動の原点。終戦直前の戦車連隊配属時、大本営の参謀に「逃げてくる避難民にどう対応するのか」と問うと、「轢き殺して行け」と云ったという有名な話があります。この話が真実なのは、沖縄戦・満州引き揚げ時の軍人行動の記録が証明しています。私は、「竜馬がゆく」で、司馬先生の世界に引きずりこまれました。「土佐藩士から日本人への飛躍」。納得しました。司馬先生が「日本人から地球市民へ」と何故、云われなかったが不思議です。私は、20年前、地球市民の立場に気がきました。「みんな地球で生きているんだ」という事実を認識しただけの事です。

40年ほど前、「ノストラダムスの予言」という本を何となく手にしました。予言は無意味ですが、世界の描写には肯かざるを得ませんでした。自滅への歩みの描写です。危機感を持った事が、その解明へ、と考え始めるきっかけになりました。所詮、家族を養う事に必死なだけの人間です。ただ、考える事は考えているうちに、ハンナ・アレントのお考えに出会いました。「革命について」「人間の条件」。ほとんど判りませんでした。けど、「共有の世界」という言葉に惹かれ、感覚的に「世界はみんなの共有である」と感じました。同じ頃、ローマクラブが「成長の限界」「成長を止めよう」と声を出していました。ただ、声はいつの間にか「霞に消えて」いきました。その後、同じ声は聞きません。経済成長の声が高くなるばかりでした。温暖化の事実を突き付けられても、です。

現時点、ミサイル発射と対応軍事訓練の応酬。軍事威嚇の言葉の応酬。世界がおののいています。核兵器を弄んでの米朝の軍事威嚇応酬です。同じ言葉で応酬し合っています。「世界を滅ぼしてやるぞ」。この言葉の応酬を、世界中の人々が聞いています。映像で、活字で。世界中の人間が何も出来ません。米朝の威嚇の言葉は、「お前も俺も、そして人間みんなを殺してやるぞ」という言葉です。この言葉に誰も何も言わない、という事はどういう事ですか。「国家の主権」。この言葉が国際社会の仕組みを構築し、世界を分断し、核拡散を進行させ、北朝鮮の現状です。「自由競争」。トランプ現象の源でしょう。カネに支配され、カネが基準になり、過当競争の苛烈さ、過激さ、過重さに押し潰され、人間は疲れ切つて来ているのではないのでしょうか。その現象として、社会人欠落者が大統領になるという異常な現象が起きたのではないのでしょうか。ナチも疲れ切つた人々が選んでしまいました。生き方を変えるしかありません。強制力では出来ません。個々が自発的に「声を出そう」とするしかありません。その「声の出し方」をこの10年探してきました。結局、「戦争に殺されてたまるか」という言葉です。国本位、カネ本位、機械本位で考えては間違えます。人間本位、何より地球本位で考えれば「生命を守る道」が見えてきます。「生命を守る」事を諦める事は、「生命に背を向ける」事だと思っています。行動を継続するだけです。地球社会建設への希望を持つ。目標を持つ。大原則を持つ。大きな方向性を持つ。地球に生きる人々が一致すれば、未来への道が開かれるのではありませんか。

2017年8月25日

荒木 實

平成28年度決算 事務事業評価対象事業（H29.9実施）

総務文教分科会

- 1 セーフコミュニティ推進事業経費
- 2 就学奨励経費
- 3 教育研究所事業経費
- 4 学校運営経費（小学校費・中学校費）

環境厚生分科会

- 1 浄化槽設置整備事業経費
- 2 ごみ減量・資源化等推進事業経費
- 3 母子保健事業経費

産業建設分科会

- 1 農業事務経費
- 2 商工業振興対策経費
- 3 観光推進経費

# 政務活動費に係るアンケート結果

[平成29年4月調査結果]

別紙No. 5

事項 市名	Q1 支給時期	Q2 見直し・変更 の有無	Q3 日当の支 給の有無	Q4 昼食代の 支給の有 無	Q5 昼食代の限 度額	Q6 夕食代の 支給の有 無	Q7 夕食代の限 度額	Q8 政務活動費の 公開	Q9 収支報告書 の領収書原 本添付の有 無	Q10 公開の方法	Q11 チェック 体制
福知山	後払い (上半期10月、下 半期4月に支給)	—	無	無	—	無	—	収支報告書や領 収書など全面公 開	領収書の原 本を収支報 告書に添付 (写しを公開 し、原本は 事務局保 管)	・インターネットで 公開 ・決められた室内 などで公開	議会事務局 によるチェッ ク
舞鶴	前払い (4月末までに支 給)	予定なし	無	有(運用指 針上は認め ているが、 議員が自主 的に支出し ないことに している)	宿泊費と食糧費 に係る経費(酒 類に係る経費を 除く)は、旅費条 例の1等の例に より算定した宿 泊費と日当を合 計した額の範囲 内で、支出した 額	有(運用指 針上は認め ているが、 議員が自主 的に支出し ないことに している)	宿泊費と食糧費 に係る経費(酒 類に係る経費を 除く)は、旅費条 例の1等の例に より算定した宿 泊費と日当を合 計した額の範囲 内で、支出した 額	・収支報告書や 領収書など全面 公開(希望があれ ば書類で公開) ・その他(HP上 では、収支の概要 のみ掲載)	領収書のコ ピーを添付	・インターネットで 公開 ・その他(希望が あれば書類で公 開)	議会事務局 によるチェッ ク
綾部	後払い(平成29 年度から変更) (上半期4月～9 月を10月・下半期 10月～3月を3月 に支給)	—	無	無	—	無	—	収支報告書や領 収書など全面公 開(平成28年度 分から)	領収書の原 本を収支報 告書に添付	・インターネットで 公開	議会事務局 によるチェッ ク
宇治	前払い (4月・10月に支 給)	予定なし	無	有	3,000円(職員 旅費条例に定め る日当相当分)	有	宿泊費として1 4,800円(夕食 代・朝食代を含 む。職員旅費条 例に定める額を 基準)	収支報告書や領 収書など全面公 開(インターネット での公開は、従 来は実績報告書 のみとしていた が、平成28年度 分からは領収書 も公開)	領収書のコ ピーを添付	・インターネットで 公開 ・決められた室内 などで公開	議会事務局 によるチェッ ク
宮津	前払い (4月に支給)	予定なし	無	無	—	無	—	収支報告書や領 収書など全面公 開	領収書のコ ピーを添付	・決められた室内 などで公開	議会事務局 によるチェッ ク



事項 市名	Q1 支給時期	Q2 見直し・変更 の有無	Q3 日当の支 給の有無	Q4 昼食代の 支給の有 無	Q5 昼食代の限 度額	Q6 夕食代の 支給の有 無	Q7 夕食代の限 度額	Q8 政務活動費の 公開	Q9 収支報告書 の領収書原 本添付の有 無	Q10 公開の方法	Q11 チェック 体制
亀岡	前払い (5月末までに一括交付)	今後、他市の状況を参考に、見直し・変更を検討したいと考えている。	無	有	宿泊を伴う研修会、先進地調査等時の移動に係る昼食代は、社会通念上妥当な範囲(概ね2,000円以内)	有	1泊朝食付または宿泊のみのホテルを利する場合の夕食、朝食代は、上限額の宿泊料14,800円(又は13,300円)から実費宿泊料を差し引いた額を限度とし充当する。ただし、社会通念上妥当な範囲(夕食は概ね5,000円以内)	収支報告書や領収書など全面公開	領収書のコピーを添付	・インターネットで公開(収支報告書のみ) ・決められた室内などで公開 ・情報公開請求があれば公開 ・その他(議会図書室で公開)	議会事務局によるチェック
城陽	後払い (翌年4月15日請求提出締切、請求があれば速やかに支給)	—	無	無	—	無	—	収支報告書や領収書など全面公開	領収書の原本を収支報告書に添付	・インターネットで公開(収支報告書及び領収書関係のみ) ・その他(議会図書室で公開)	議会事務局によるチェック
長岡京	前払い (毎年4月、年度ごとに一括交付)	予定なし	無	有	概ね1,500円以内を目安	有	1泊当たりの宿泊費(朝、夕食代込)は、14,800円以内を目安(長岡京市職員等の旅費に関する条例により、常勤特別職宿泊料14,800円、日当3,000円参考)	収支報告書や領収書など全面公開	領収書のコピーを添付	・インターネットで公開 ・決められた室内などで公開 ・情報公開請求があれば公開 ・その他(図書室にて閲覧)	議会事務局によるチェック
向日	前払い (4月・10月に支給)	予定なし	無	有	1,500円	有	5,000円	収支報告書や領収書など全面公開	領収書のコピーを添付	・インターネットで公開(収支報告書のみ) ・決められた室内などで公開 ・情報公開請求があれば公開	議会事務局によるチェック

事項 市名	Q1 支給時期	Q2 見直し・変更 の有無	Q3 日当の支 給の有無	Q4 昼食代の 支給の有 無	Q5 昼食代の限 度額	Q6 夕食代の 支給の有 無	Q7 夕食代の限 度額	Q8 政務活動費の 公開	Q9 収支報告書 の領収書原 本添付の有 無	Q10 公開の方法	Q11 チェック 体制
八幡	前払い (4月に12か月分 を支給)選挙該 当のみ4月分(1 か月分)と11か 月分に分けて支給	予定なし	無	無	—	有	3,000円	収支報告書や領 収書など全面公 開	領収書のコ ピーを添付	・情報公開請求 があれば公開	議会事務局 によるチェッ ク
京田辺	前払い (年度当初に支 給)	予定なし	(申し合せ)収支報告書に「日当」として計上しない。日当に相当するものとして政務活動費から支出(昼食費、通信費等)する場合、要した額にかかわらず、その領収書を収支報告書に添付する。日当に相当する額が、3,000円以内の場合はその領収書の額を収支報告書に記載し、超える場合は3,000円を限度とした額を収支報告書に記載する額とする。			(申し合せ)宿泊料(夕食費、朝食費含む)は、要した額にかかわらず、その領収書を収支報告書に添付する。宿泊料として要した額が、14,800円以内(又は13,300円)(1泊1人当たり)の場合は、その領収書を収支報告書に記載する。超える場合は、14,800円以内(又は13,300円)を限度額とした額を収支報告書に記載する額とする。		収支報告書や領 収書など全面公 開(※HPに政務 活動費収支状況 表を公開。収支 報告書・領収書 の開示について は、開示請求が あった場合に全 面公開を行っている)	領収書の原 本を収支報 告書に添付	・情報公開請求 があれば公開(※ HPに政務活動費 収支状況表を公 開。収支報告書・ 領収書の開示に ついては、開示請 求があった場合に 全面公開を行っ ている)	議会事務局 によるチェッ ク
京丹後	後払い ①上半期(10/10 ～12/31の間)、 ②下半期(4/1～ 5/31の間)	—	無	無	—	無	—	収支報告書や領 収書など全面公 開	領収書のコピーを 添付(領収書の公 開は、インターネット では原本をカ ラーでPDF化、紙 ベースの閲覧はコ ピー、審査の起案 は原本を添付する が、原本は会派、 無会派議員に還 付して保管する)	・インターネットで 公開 ・決められた室内 などで公開	議会事務局 によるチェッ ク
南丹	前払い (4月末に支給)	予定なし	有	無	—	無	—	収支報告書や領 収書など全面公 開	領収書のコ ピーを添付	・インターネットで 公開	議会事務局 によるチェッ ク
木津川	前払い (4月末に支給)	予定なし	無	無	—	無	—	・収支報告書の み公開 ・その他(平成28 年度分より領収 書を添付してHP 上に公開)	領収書の原 本を収支報 告書に添付	・インターネットで 公開 ・決められた室内 などで公開	議会事務局 によるチェッ ク

## 政務活動費に関する調査

所属 市議会事務局

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

Q 1 政務活動費の支給時期についてお尋ねします。

①前払い（時期： \_\_\_\_\_）

②後払い（時期： \_\_\_\_\_）

Q 2 Q 1で前払いの場合、今後支給時期について見直し・変更の予定はありますか。

①見直し・変更の予定はない。

②見直し・変更を検討している。

③変更を予定している。（変更時期： \_\_\_\_\_）

Q 3 宿泊を伴う先進地視察、研修会等に係る日当の支給についてお尋ねします。

①支給している

②支給していない

Q 4 宿泊を伴う先進地視察、研修会等に係る昼食代についてお尋ねします。

①昼食代を認めている。

②昼食代を認めていない。

Q 5 Q 4で昼食代を認めている場合の限度額はいくらですか。

（ \_\_\_\_\_ ）

Q 6 宿泊を伴う先進地視察、研修会等に係る夕食代についてお尋ねします。

①夕食代を認めている。

②夕食代を認めていない。

Q7 Q6で夕食代を認めている場合の限度額はいくらですか。  
( )

Q8 政務活動費の公開についてお尋ねします。  
・政務活動費についてどこまで公開されていますか。

- ①収支報告書や領収書など全面公開
- ②収支報告書のみ公開
- ③非公開
- ④その他 ( )

Q9 Q8で領収書を全面公開している場合、領収書の原本を収支報告書に添付されていますか。

- ①領収書の原本を収支報告書に添付している。
- ②領収書のコピーを添付している。

Q10 公開の方法について

- ①インターネットで公開
- ②決められた室内などで公開
- ③情報公開請求があれば公開
- ④その他 ( )

Q11 政務活動費のチェック体制は、どのようにされていますか。

- ①議会事務局によるチェック
- ②公認会計士等によるチェック
- ③その他の取り組み、補足などがあればご記入ください。

御協力ありがとうございました。

## マイナンバーカードを活用した地域経済好循環システム（マイキープラットフォーム構想）に係る実証事業への参加について

### 1. 事業概要

- ①マイナンバーカードの公的個人認証（マイキー）を活用して、マイナンバーカードを図書カードやポイントカードのような様々な利用者カードとして活用する。
- ②クレジットカード会社や航空会社（地域経済応援ポイント会社）のポイントがユーザーが指定する自治体のポイントに交換し、商店街やオンライン通販での地域産品購入等にポイントを利用する。

### 2. 事業目的

マイナンバーカードの活用による住民の利便性向上と地域経済の活性化

### 3. 事業の仕組 別紙のとおり

### 4. これまでの経過

- H29. 6. 16 「地域経済応援ポイント導入による消費拡大プロジェクト」におけるマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドに係る地方公共団体等近畿ブロック説明会において、総務省審議官からマイキープラットフォーム構想と実証事業について説明。
- H29. 8. 2 マイキープラットフォームに係る意見交換会（京都府）において総務省審議官から実証事業開始日や自治体ポイントの設定等実証事業参加に向けて各自治体が検討する項目について説明。
- H29. 8. 10 総務省自治行政局から「マイキープラットフォーム運用協議会（仮称）への参加等について」依頼
- H29. 8. 18 マイキープラットフォーム運用協議会（仮称）参画意向回答
- H29. 8. 30 マイキープラットフォーム運用協議会設立総会開催
- H29. 9. 25 マイキープラットフォーム運用開始（実証事業開始）

### 5. 亀岡市の現状

- ・実証事業への参加を回答
- ・活用方法等事業内容については、庁内調整中

### 6. その他

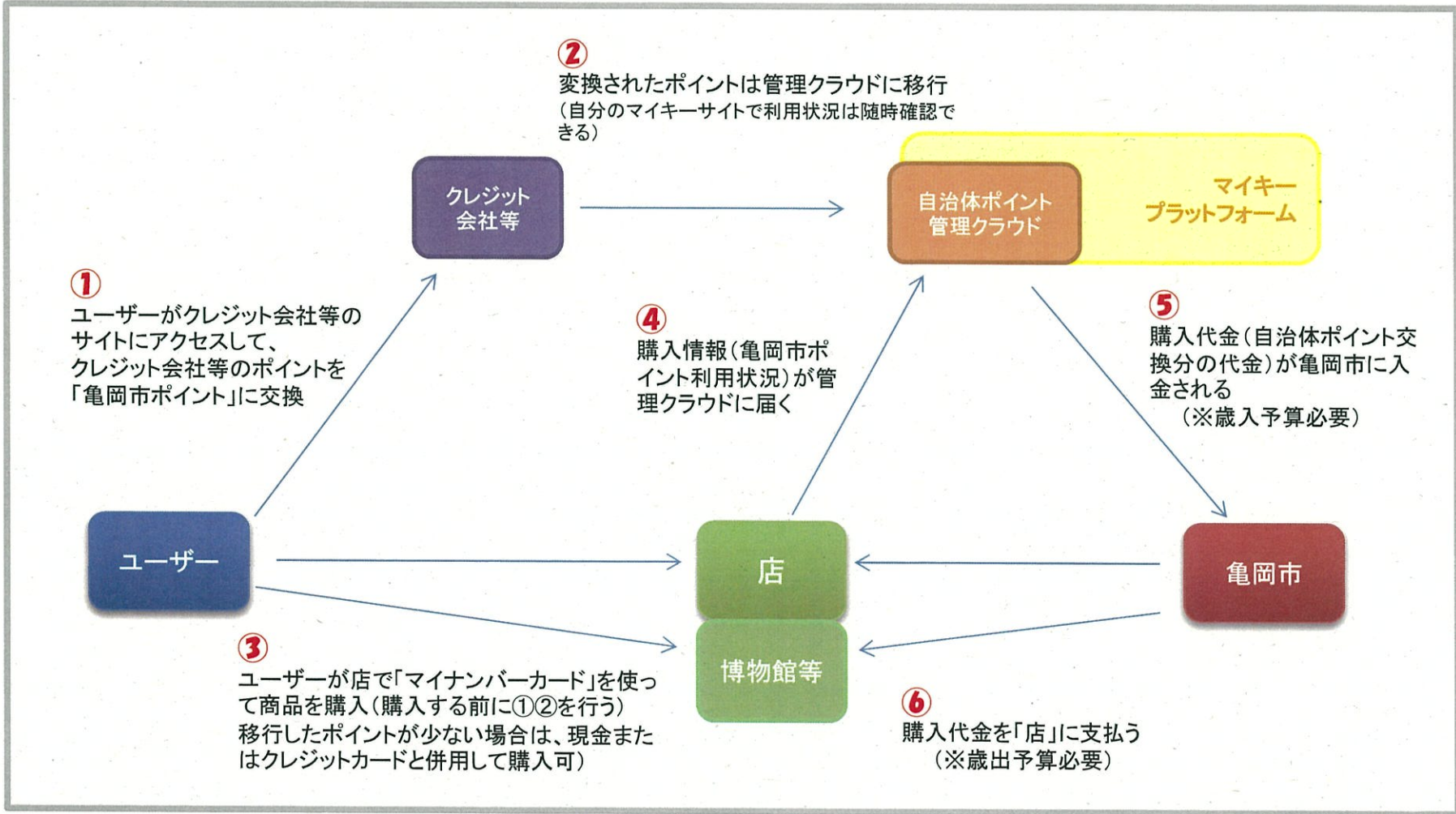
- ・実証事業の終期は未定だが、来年度は継続される予定。
- ・随時参加可能。
- ・実証事業期間中は自治体の負担はなし。（総務省が負担）

「マイキープラットフォーム」フロー図 (9/25実証事業開始)

(例. マイキー利用の設定を行っている商店(※1)で、マイナンバーカードを利用して商品を購入された場合)

○マイキーとは…マイナンバーカードの公的個人認証機能。  
マイナンバーカードを自治体ポイント利用カードとして活用する場合

(※1)  
亀岡市ポイントが利用できる「店」は、あらかじめ市が選定して総務省に申請し、ID・パスワードを付与された商店



◇自治体ポイントは、商店以外にも自治体所管施設(美術館・博物館等)の入場料等にも利用できる予定

◇「マイキープラットフォーム」の仕組みを利用して、自治体の特産品等を購入できるオンライン通販サイトも同時に開始される予定